

## 広島県告示第五百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域		所在地
自然現象の種類	原因となる発生原	自然現象の種類	原因となる発生原	
崩壊	急傾斜地の	崩壊	急傾斜地の	広島県広島市西区田方二丁目地内
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表区域示の	土砂災害特別警戒区域
（四） 田方二丁目 (五五二八)	崩壊 急傾斜地の	（二） 田方二丁目 (五五二八)	（一） 田方二丁目 (五五二八)	区域の名称 の自然現象の種類による 土砂災害
（四） 田方二丁目 (五五二八)	崩壊 急傾斜地の	（二） 田方二丁目 (五五二八)	（一） 田方二丁目 (五五二八)	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害防等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
次の図のとおり				

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。